

平成27年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

平成27年12月22日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 追加第1 副議長辞職の件
- 追加第2 副議長選挙
- 追加第3 議席の一部変更
- 追加第4 常任委員の所属変更
- 追加第5 議会運営委員辞任許可及び選任
- 追加第6 交通網対策特別委員辞任許可及び選任
- 追加第7 船井郡衛生管理組合議会議員選挙
- 第 3 同意第 5号 公平委員会委員の選任について
- 第 4 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 議案号82号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 第 6 議案第83号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第84号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第85号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第86号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第87号 京都地方税機構規約の変更について
- 第11 議案第88号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第89号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第90号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第91号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第92号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 第16 認定第93号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 認定第94号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 認定第95号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第19 認定第96号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第20 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

【変更前議席番号】

- 1番 坂本美智代君
- 2番 東まさ子君
- 3番 森田幸子君
- 4番 篠塚信太郎君
- 5番 山田均君
- 6番 山内武夫君
- 7番 山下靖夫君
- 8番 原田寿賀美君
- 9番 山崎裕二君
- 10番 村山良夫君
- 11番 松村篤郎君
- 12番 北尾潤君
- 13番 梅原好範君
- 14番 鈴木利明君
- 15番 岩田恵一君
- 16番 野口久之君

【変更後議席番号】

- 1番 坂本美智代君
- 2番 東まさ子君
- 3番 森田幸子君
- 4番 篠塚信太郎君
- 5番 山田均君
- 6番 山内武夫君
- 7番 山下靖夫君
- 8番 原田寿賀美君
- 9番 山崎裕二君
- 10番 村山良夫君
- 11番 岩田恵一君
- 12番 北尾潤君
- 13番 梅原好範君
- 14番 鈴木利明君
- 15番 松村篤郎君
- 16番 野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

町	長	寺尾豊爾君
副町	長	畠中源一君
参事		伴田邦雄君
参事		山田洋之君
総務課長		中尾達也君
監理課長		木南哲也君
企画政策課長		久木寿一君
税務課長		松山征義君
住民課長		長澤誠君
保健福祉課長		下伊豆かおり君
子育て支援課長		津田知美君
医療政策課長		藤田正則君
農林振興課長		栗林英治君
商工観光課長		山森英二君
土木建築課長		十倉隆英君
水道課長		山内和浩君
会計管理者		谷口誠君
瑞穂支所長		川嶌勇人君
和知支所長		榎川諭君
教育長		松本和久君
教育次長		中尾裕之君
代表監査委員		小畑圭一君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番議員・坂本美智代君、2番議員・東まさ子君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日、暫時休憩中及び本会議終了後、全員協議会を開催しますので、ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

あわせて、議会広報特別委員会も開催されます。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、町執行部の皆様には、大変恐縮でございますが、ただいまから一旦退席をお願いし、後ほどご出席をいただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

傍聴の皆様にも大変申しわけございませんが、暫時休憩中、この場で全員協議会を開催しますので、退席をお願いをいたします。

（執行部・傍聴者 退席）

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時03分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます

副議長の岩田恵一君から、辞職願が提出されております。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

《追加日程第1、副議長辞職の件》

○議長(野口久之君) 追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岩田恵一君の退場を求めます。

(岩田恵一君 退場)

○議長(野口久之君) それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(堂本光浩君) それでは、辞職願の読み上げをさせていただきます。

平成27年12月18日、京丹波町議会議長野口久之様、京丹波町議会副議長岩田恵一、辞職願、このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長(野口久之君) お諮りいたします。

岩田恵一君の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

したがって、岩田恵一君の副議長辞職を許可することに決定しました。

岩田恵一君の復席を求めます。

(岩田恵一君 復席)

○議長(野口久之君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時10分

○議長(野口久之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

《追加日程第2、副議長の選挙》

○議長(野口久之君) 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(野口久之君) ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番議員 森田幸子君、4番議員 篠塚信太郎君を指名します。

投票用紙を配付します。

投票は単記無記名でございます。

(投票用紙の配付)

○議長(野口久之君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(野口久之君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長(堂本光浩君) それでは、1番 坂本美智代議員、2番 東まさ子議員、3番 森田幸子議員、4番 篠塚信太郎議員、5番 山田均議員、6番 山内武夫議員、7番 山下靖夫君、8番 原田寿賀美議員、9番 山崎裕二議員、10番 村山良夫議員、11番 松村篤郎議員、12番 北尾潤議員、13番 梅原好範議員、14番 鈴木利明議員、15番 岩田恵一議員、16番 野口久之議員。

○議長(野口久之君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票作業に入ります。

森田幸子君、篠塚信太郎君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(野口久之君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票なし。

有効投票のうち、松村篤郎君8票、坂本美智代君5票、村山良夫君3票。

以上のおりであります。

したがって、松村篤郎君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

○議長(野口久之君) ただいま、副議長に当選されました松村篤郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

この際、松村篤郎君の当選承諾の挨拶をお願いいたします。

松村君。

○副議長(松村篤郎君) ただいま、副議長選挙の結果、図らずしも私が選任されました。岩田前副議長の突然の辞任によりまして、本日の選挙で選任されましたことにつきましては、私自身まことに心の準備もいたしておりませんし、これといった所信の挨拶もできないところではございますが、今後、委ねられました責務を全うするために、議会の運営並びに町政の発展のため一翼を担いたいことをお誓い申し上げまして、挨拶といたします。

本日は、ありがとうございました。

○議長(野口久之君) これより暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時27分

再開 午前 9時28分

○議長(野口久之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

《追加日程第3、議席番号の一部変更》

○議長（野口久之君） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、11番を岩田恵一君に、15番を松村篤郎君に議席の変更をいたします。

暫時休憩をいたします。

松村副議長並びに岩田議員、議長室にお越しく下さい。

約10分程度休憩といたします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時41分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、福祉厚生常任委員の岩田恵一君から総務文教常任委員と産業建設常任委員への、同じく総務文教常任委員と産業建設常任委員の松村篤郎君から福祉厚生常任委員への所属変更申出書が提出されました。

あわせて、岩田恵一君から議会運営委員辞任願が、松村篤郎君から交通網対策特別委員辞任願が提出されましたので報告いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時43分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員の所属変更を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員の所属変更を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定しました。

《追加日程第4、常任委員の所属変更》

○議長（野口久之君） 追加日程第4、常任委員の所属変更を議題とします。

お諮りします。

福祉厚生常任委員の岩田恵一君から総務文教常任委員と産業建設常任委員に、総務文教常任委員と産業建設常任委員の松村篤郎君から福祉厚生常任委員に、それぞれ常任委員の所属を変更したいとの申し出があります。

お諮りします。

岩田恵一君及び松村篤郎君からの申し出のとおり、それぞれの常任委員の所属を変更することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、岩田恵一君は総務文教常任委員と産業建設常任委員に、松村篤郎君は福祉厚生常任委員に所属を変更することに決定しました。

お諮りします。

議会運営委員辞任許可及び選任を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員辞任許可及び選任を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定しました。

《追加日程第5、議会運営委員辞任許可及び選任》

○議長（野口久之君） 追加日程第5、議会運営委員辞任許可及び選任を行います。

お諮りします。

岩田恵一君の議会運営委員の辞任を許可し、議会運営委員の選任については、松村篤郎君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、岩田恵一君の議会運営委員の辞任を許可し、議会運営委員は松村篤郎君を選任することに決定しました。

お諮りします。

交通網対策特別委員辞任許可及び選任を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、交通網対策特別委員辞任許可及び選任を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに決定しました。

《追加日程第6、交通網対策特別委員辞任許可及び選任》

○議長(野口久之君) 追加日程第6、交通網対策特別委員辞任許可及び選任を行います。

お諮りします。

松村篤郎君の交通網対策特別委員の辞任を許可し、交通網対策特別委員の選任については、岩田恵一君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、松村篤郎君の交通網対策特別委員の辞任を許可し、交通網対策特別委員は岩田恵一君を選任することに決定しました。

お諮りします。

船井郡衛生管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、船井郡衛生管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに決定しました。

《追加日程第7、船井郡衛生管理組合議会議員の選挙》

○議長(野口久之君) 追加日程第7、船井郡衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

船井郡衛生管理組合議会議員に松村篤郎君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した松村篤郎君を、船井郡衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した松村篤郎君が船井郡衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま、船井郡衛生管理組合議会議員に当選された松村篤郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前10時10分

（執行部 復席）

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、休憩中に、総務文教常任委員会を開きまして、副委員長が欠けているということで選任をしていただきましたので、事務局のほうより、ご報告をいただきたいと思います。

堂本議会事務局長。

○議会事務局長（堂本光浩君） 先ほど、総務文教常任委員会が開催されまして、互選によりまして、東まさ子議員が副委員長に選任されましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 執行部の皆さんには、長時間、大変お待たせをいたしました。

それでは、議事に戻ります。

《日程第3、同意第5号 公平委員会委員の選任について》

○議長（野口久之君） 日程第3、同意第5号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

町長の提案理由を説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 改めまして、おはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

議員各位には、連日、熱心にご審議をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日、追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第5号 公平委員会委員の選任についてであります。山内幸博委員の任期がこの12月25日に満了となります。

山内氏は、今回の任期満了を区切りとして、退任のご意思がかたく、これを尊重させていただきました。

後任の委員には、京丹波町猪鼻にお住いの梅垣正明氏を選任することについて同意をお願いしております。

梅垣氏は、長らく労働基準局にお勤めであったことから、豊かな経験をお持ちであり、人格・識見とも高く、広く社会の実情に精通され、職務を適切に務めていただけるものと考えております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、同意第5号の説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、同意第5号 公平委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2の規定によりまして、3人の委員で組織することとなっております。委員の選任につきましては、同条第2項の規定によりまして、「人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する」こととなっております。

なお、主な職務といたしましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措

置の要求を審査・判定し、必要な措置をとっていただくこと。また、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する採決、または決定をいただくことといったことが主な職務となっております。また、任期は4年でございます。

それでは、議案を朗読させていただきます、説明に代えさせていただきます。

同意第5号 公平委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

#### 記

住所 京都府船井郡京丹波町猪鼻上村16番地1

氏名 梅垣正明 昭和19年12月22日生（年齢71歳）

平成27年12月22日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、ご本人の職歴、また公的な職歴等につきましては、裏面のとおりでございます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第5号 公平委員会委員の選任についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第5号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第5号 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立、全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

《日程第4、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長（野口久之君） 日程第4、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって、質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第4号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立、全員であります。

よって、同意第4号は、原案のとおり同意されました。

《日程第5、議案第82号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

坂本君。

○1番(坂本美智代君) 2点ほどお伺いしたいと思います。

総務委員会でもちょっとお伺いしたんですけれども、通知カードの配布で、12月9日現在、まだ313件届いていないという報告を受けました。その通知をもらいに行くには、支所とかそういうところに来てほしいというような通知はしているということではありますが、その中で、保管期間といたしまして、国のほうでは3カ月間ということを定められているようにお聞きしました。それ以降は破棄をするということで、再発行する場合には手数料が発生するという説明をいただきましたが、以前、紛失した場合は、手数料が発生するということはお聞きしましたが、11日30日現在で、マイナンバーの通知カードを拒否している方が2件あるということをお伺いしました。破棄をするということは、拒否した方が対象になるのか、それとも、ほかにも届いていなかった、3カ月間、所在地もわからないといった方に対しても破棄をするということなのか、その点お伺いしたいのと。

もう一つは、このマイナンバーというのは、番号で全部情報がまとまるということで、行政にとっては都合がいいことなんですけど、お聞きしましたら、このマイナンバーの通知カードを受け取らなくても罰則はないといった答弁をいただきましたが、行政としては、通知

カードを送る義務はあるわけですが、このことを考えましたら、住民は受け取るという義務はないということになるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 1点目の件でございますが、ご案内のとおり、3カ月程度、保存期間を超えた人を対象にということでございます。受け取り拒否された方がそのまま3カ月を超えて、そのままになっておられる方も対象になりますが、うちのほうに預かっていて、通知はしているのですがとりに来られない方等に対しても、3カ月が超えれば破棄するということになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 2点目の罰則規定の関係でございますけれども、議員おっしゃいましたように、罰則というのはないということにはなるんですけれども、法律で義務づけをされている部分でもございますので、その点に関しましては、記載等をしっかりとさせていただくということで、こちらのほうからお願いをさせていただくということになります。また、マイナンバーの運用によりまして、当然、行政側の集約というものも早くなるわけですが、それに伴いまして、住民さんへのサービスというのも申請の事務上の手間が簡素化されるなどの改善が行われるということになりますので、サービスを受けられる側にとりまして改善が図られ、スピーディーになるということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私も1点お尋ねしておきたいと思いますが、条例の第3条で町の責務ということで定まっておるわけでございますけれども、こういう条例の場合に、いわゆる個人番号の利用ということになっているので、その番号を受ける個人の責務といたしますか、そういうものが何も定まってないわけなんですね。だから、今言われたように、非常に手間がかからなくなって、改善が図られるということもありましたけれども、そうそう、しょっちゅうしょっちゅう、例えば、銀行の通帳みたいに、再々、使うものではなく、年に何回かはされる方もあろうかと思っておりますけれども、そういう程度だと思っております。ですから、手間が省けるとか改善が図られるということは、よほど、再三、そういうものを利用する方にとってはそういうことかもしれませんが、圧倒的多数の町民にとってはたびたび使うものではないと思っておりますけれども、そういう面から言いますと、町の責務はこのように書いてあるんですけど、個人の、住民の責務といたしますか、そういうものは何も定まってないわけなんで

すけども、そういうものは必要ないのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今、第3条で申し上げております町の責務ということで、特定個人情報取り扱い等に関しましては、適切な取り扱いに心がけると、必要な措置も講じるということで、当然のことではあるわけですが、住民の方にとりましても、一定、ナンバー法ということで、国のほうが制度として取り組んでいくものでございますので、当然、住民の方にもその制度を理解をしていただいて、ご協力をいただくという部分になってくるといふふうに思っております。まだまだ制度の内容について、十分理解をいただいているところもありますので、この点に関しましては、引き続き運用上におきましても、住民の方に理解を得られるように、しっかりと説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ナンバー法にかかわっては、いろんな問題と申しますか、そういうものも出されております。いわゆる国の段階では、ナンバー法実施に伴って贈収賄の事件が報道されたり、非常にそういう不信を抱くようなことが起こっておりますし、個人の情報というのは、例えば、先日も報道されておりましたけども、堺市で選挙人名簿を持ち帰ってそれが流出すると、こういうことなんですね。だから、幾ら言われるようにいろんな対策がとってあると、罰則もあるんだと言いますが、その本人に対して罰則があっても、被害を受けた、情報を流出させられた住民には何も保障も、それをカバーする処置もないという状況なんですね。だから、国が決めた法律だから、市町村がこれもやらないとということになっておるんですけども、全くそこら辺は上からの目線と申しますか、押しつけだと。住民の方はそれを利用すると、こういうことを言われるけども、今もありましたように、なかなか全ての住民に徹底できないと。一人ひとりに説明するわけにはいきませんので、やはり文書を配布したり、窓口に来られた場合に、尋ねられたときに、説明するという状況しか今の方法としてはとれないわけなので、その面から言うと、この実際の運用、国としては法律をつくって、実際にそれを法律に基づく、きちっとやるというのは2017年というようなことを聞いているわけですが、そう一定の猶予期間というのもあるようでございますけども、本当にこのことが責任を持って一人ひとりの町民の方にこういうものだということと、リスクはこういうものがあるんだということも、しっかり理解をどうさすかということをしてもらうことも大きいと思うんですね。ただ、この法律で決まって、どんどん条例やらが作られていくと。それを受けるのは住民なのでね。それによって、本当に利便性が図られたり、いいのかどうかというよりも、リスクが大きいというのが今の現状だと思うんですけども、その辺

について本当に個人の情報が、堺市で起こったようなことが起こらないという100%の保障が本当にできるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 個人番号の取り扱いに関しましては、当然、リスクがあるということはこれまでの報道のとおりですが、新聞報道等でも言われているところでもありますけれども、当然、運用をします限り本町におきましても、この条例等々によりまして、町の責務というところでしっかりと必要な措置を講ずるということも述べております関係もあって、安全管理に関しましてしっかりと方針を立て、特定個人情報の保護に関しまして、職員全てがしっかりと対応をしていけるように研修も含めまして、今後におきましても対応をしてまいりますというふうに考えております。その上で、住民の方にマイナンバーの内容がしっかりと理解をしていただけますように、これにつきましては、繰り返し説明等もさせていただきながらご協力をいただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） そういう答弁しかできないというのが状況だと思うんですけども、実際には、本当に情報漏れというのが起こった場合の対応が全くできないというのは事実だと思うんですけども、条例をつくる場合に、町の責務というのは一々書いてあるわけですけども、受ける側の町民の責務というのは、こういう法律をつくる場合に、そういうものをきちんと入れる必要はないのかどうか、その点だけちょっと伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の条例も含めてですけども、まず、特定の個人情報を利用するというので、その利用に関して、まずは法律のもとに市町で何の情報を活用するという部分について、条例等で示すものでありまして、今回の条例に関しまして、庁内でそれぞれの税分野なり、福祉分野とか、住民関係とか、そういったそれぞれが持っている情報が共有をすることによって、効率性なり利便性を高めるという部分でもありますので、まずはそういった上位法に基づいて、本町の条例のほうでそういう項目を謳うことによりまして、運用が行えるというものでございますので、その部分にサービスを受ける側としての責務等につきましては、記載をすることは無いというものでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） いろいろと、今、この法律、マイナンバー制度が持つリスクなどのことも意見が出ていたわけでありましたが、これから今後理解を得るように、住民の皆さんに努

めていきたいということでありましたが、利便性とかそういう問題だけではなく、リスクについても周知をしていく必要があるのではないかと思います、そういうことについてはどのように考えておられるのか。

また、活用範囲であります、別表第2のところ、これを本町も引用していくということですが、このほか、今後、独自利用の拡大というのもどういうふうにご検討されているのか、あわせてお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目の利便性の部分ばかりが前面に出ているというような形になっておりますけれども、当然、報道等にもありますように、リスクというのは高いというふうにも理解はしております。機会があるごとに正しい取り扱いでありますとか、そういったことも住民の方に申し上げながら、適正な管理に努めていただきたいというようなお願いも機会を設けてさせていただいてるところでございまして、今後におきましてもいろんな会議とか、そういったところでも機会がありましたら説明をしていき、取り扱いにつきましても注意喚起を図っていったらというふうには思っております。

また、今後の取り扱いでございますけれども、町の独自の対応とかということで、最近になりまして個人番号カードを利用して、例えば、コンビニでの住民票の取得でありますとか、そういったサービスが都市部のほうで主に取り扱いが予定をされるというような報道等もありますように、今後におきまして、町独自の取り組みというものも運用する中で考えていく必要があるというふうには思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） コンビニでの活用というふうなことでありましたが、今現在であれば、全ての市町村がそういうことになっていないということでもありますので、あえてリスクを広げるようなものについては、やはり安易に拡大していくべきではないと思っております、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 町独自の取り組みということで、今のところまだ具体的に住民の方のサービスにつながるような制度でありますとか、そういうものにつきましては、まだ具体化をしていないという状況にもありますので、先ほど申し上げましたのは、一つの先進的といいますか、既に表明をされて、運用をされようとしている事例を申し上げたまででございまして、本町には本町に合ったようなサービスの提供というものを今後考えてまいりたいというものでございます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、議案第82号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について反対討論を行います。

今回の条例は、マイナンバー制度の導入に係る条例制定であります。この制度には大きな危険、リスクがあります。第一に、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であること。第二に、意図的に情報を盗み取り、利益を得ようとする組織が存在すること。第三に、一度漏れた情報は流通し、売買され、完全に被害を回復することは不可能なこと。第四に、マイナンバー制度のように、情報の集積が高まるほど情報価値が高まり、狙われやすくなることであります。本町では、通知カードが11月22日から配布されましたが、457件も返送されており、対応を迫られております本町、あるいは、また、事業者にとっても新たな出費や業務負担の増大など、制度開始前から混乱が広がっております。個人情報分散して管理したほうがリスクは低いにもかかわらず、一元化するやり方は個人情報を格段に危険にさらすことになり、逆行であります。その上、制度が始まる前から利用範囲を広げる意向が続出していることは、利用対象を限っているから安全という安全神話が全く成り立ちません。個人情報漏えいが相次ぎ、社会問題となっているときに、マイナンバー制度を実施することは全く逆行であり、これに伴う条例制定には反対であります。

以上、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第82号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第83号 京丹波町税条例等の一部改正をする条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第6、議案第83号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

東君。

○2番（東まさ子君） 委員会でもお聞きしていたわけでありますが、今回の条例改正は、特別な事情により徴税を徴収猶予することや換価猶予を認めるということでありますが、こうしたものについては賛成するもので、もっと広報すべきだと思っております。それはいいのでありますが、もう一つのほうの京丹波町税条例の一部を改正する条例の一部改正については、余り委員会で審議をさせていただいておりませんので、改めてお聞きをしたいと思えます。

この条例の中で、京丹波町税条例第2条第3号及び第4号についての文言、条項、それから、同条例第36条の2第8項について、それと同条例63条の第2第1項について、それと89条第2項第2号の改正、139条の2第2項第1号、これだけの項目が改正ということになっておりますので、それぞれ改めてお聞きをしたいと思えます、どういう中身なのか。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） まず、第2条関係の内容でございますけれども、その中の第2条ですけれども、これにつきましては、通則に係る用語を定めているところでございますけれども、地方税法施行規則の改正によりまして、納付書及び納入書につきましては、当面の間、個人番号及び法人番号の記載が不用とされましたことから、規定において今回削除をさせていただくものでございます。

また、第36条の2、63条の2、89条、第139条の2項につきましては、文中表現を改めるという内容でございます。前回の条例改正では、法人番号としておったものを法人番号の後ろに「同条第15項に規定する法人番号をいう。」という文言をそれぞれ追加をさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） それぞれ条例を調べたのでありますが、軽自動車税でありましたり、それから、家屋に対する補正の申請書でありましたり、申請書を提出する際に対するマイナンバー制度の番号をつけたりすることを追加するという事になっているのではないですか。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） まず、第2条につきましては、前回の条例改正の際に盛り込んでおいたものを、今回該当がなくなったということで削除をするものでございます。そのほか、36条の2、63条の2、89、139条の2につきましては、前回の条例改正で個人番号、法人番号の記載を求めた内容でございます。この内容については変更はございません。ただし、条例上の文中表現、これを改正するという内容でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、2条関係の新旧対照表を見ますと、今答弁がありましたように、確かに旧のほうでは、第2条第3号中とか、同条第4号中ということで、そこには括弧書きも入っておりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ということで、平成25年法律第27号というように挿入されている部分が、今回はそれを削除するというふうになっているわけですが、第2条第3号なり第4号は新のほうではなくなるということなんですけども、新たに36条から89、139条では、法人番号の後ろ側に括弧書きで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ということで、新たに挿入をするということで、括弧書きを挿入したということで、文章表現を直したということなんですけども、当然、この条例、6月議会で提案をされたときに、36条なり89条、139条については、括弧書きが入っていなかったということだと思んですけども、第2条の第3号の中、第4号の中には括弧書きが入っておるんですけども、なぜ6月の時点では、この括弧書きが必要なかったのか、新たに挿入するという理由というのか、根拠といいますか、これはどういうことからこういうことになったのか、当然、第2条第3号中とか、第4号中を見れば括弧書きも入っているんで、当時、6月議会で括弧書きが挿入されて、提案するというのが本来の道筋だと思んですけども、その点について伺っておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） ただいまのご質問の件でございますけれども、これにつきましては、地方税法が改正されまして、全国市町村税条例の改正の準則というのが示されることとなっております。6月の議会にお諮りをさせていただいた内容につきましては、こういった法人番号という内容での準則が定められたことによりまして、このことに基づいて改正をさせていただいたわけでございますけれども、今回、新たに町税施行規則等々を含めまして、税条例の改正の準則が示されまして、今回、改めて追加を行うということに基づきまして、

整理をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 6月の時点では、準則等が定まっていなかったということかと思うんですけども、そうしますと、実際の実施時期といいますか、運用はきちっとされるのが2017年というように聞いておるんですけども、そういうのを状況を見ながら、きちっと国からのそういうものが確定してから、例えば、条例をつくるのだったらそれでもいいのではないかと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 適正な条例改正を地方税法の改正と連動させて行っていくということでございます。税法が改正されると同時に、国のほうからこういった税条例の準則が示されます。この示されたものによりまして、それぞれ示された内容によって議会にはお諮りをするという形で整理をさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私どもは、このマイナンバー法は実施すべきではないという立場なんですけども、全国の市町村では、2017年9月から国の法律に基づいて実施せんなんということで、一定の期間があるわけなんですけども、その間にはいろんな問題が指摘をされている中で、そういう状況を見て、その時期に整理をするというような市町村もあるようでございますけども、本町については、そういう判断はされないのかどうかということ。やはり国のいろんな準則が出てきて、それに基づいて改正をしているということなんですけども、一つ考えれば、これで住民がいろんな影響を受けるわけなんですけども、いろんな費用を考えただけでも、非常な費用負担が結局は町民が持っているわけなのでね、もう少しそういうものをしっかり国が示したことに對して、全て市町村がやるということは定まっていはいないわけで、それに基づいて準則でやろうということだけで、それぞれの市町村がそれを一つの参考例にししながら、こういう条例をつくるわけなので、そういう権限はそれぞれの市町村が持っているわけなので、そういう判断もしっかり専門的にしていかなければどうなのかということも問われると思うので、改めてその点を伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 条例改正のタイミング、独自のタイミングでということでございます。税条例につきましても、地方税法、国の法律と大きなかかわりを持っております。国

の地方税法で定められた内容の実質的な部分については、それぞれの市町村の条例で定めるといった内容でございます。一定の連動性、整合性を持った形での条例の改正ということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終結します。

議案第83号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第84号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第84号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） 1点お伺いしたいんですけども、国民健康保険税の一部改正ということで、減免の申請等をするときに、住所、氏名、それに加えて個人番号を入れるということが今回の改正だと思うんですけども、窓口で申請をされる場合、行政としては、番号を書いてくださいと言われると思います。その中で、やはり申請者にとっては、情報等の危険性もということで思いがある中で、立場上、申請する場合、弱い立場というか、そういった面もあろうかと思いますが、窓口で強制するというようなことはないのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 窓口対応でございますが、先ほども総務課長のほうからもありましたように、法令で定められた義務ということで、立場的にはこちらのほうはお願いするしかないというようなスタンスで捉えております。強制ということでございますが、強制的なこちらからの求めでありますとか、そういうことは極力避けていこうというようなことでございますので、強制という言葉はどうかと思いますが、できるだけ法令に定められた義務ということを前面に押し出させていただきます、そういったお願いをさせていただくというようなことを考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ちょっと言葉がきつかったかもわかりませんが、強制というよりも、行政のほうは義務として言われると思うんですが、やはり申請するほうにしたらそれをどう捉えるか、窓口での職員さんとの対応の中で、そういった義務を押しつけられるというような文言というものは、いろんな心情もありますので、できるだけ差し控えるということを求めておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） そういった理解をしてもらうことが大事だと思いますので、地道に今後も取り組んでいきたいと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第84号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の改正は、来年の1月から利用開始されようとしているマイナンバー法に伴い、条例の一部を改正するものであります。国民健康保険税の減免を申請する手続の際に、これまでの氏名及び住所に加え、個人を識別するための番号12ケタのマイナンバーを記入することを義務づけようとするものであります。

しかし、立場の弱い人、例えば、生活保護を受ける方、減免の申請など、こうした方々にとっては強要にならないよう、個人番号を記入してくださいというようなことを言われれば、断りにくいのではないのでしょうか。個人番号の記載は、マイナンバー法で定められた義務となっはいますが、しかし、番号を記載しないからといって罰則もなく、減免申請の手続はできるのであります。このマイナンバー法は、所得や社会保障の給付など、これまではそ

それぞれの担当部署で管理されていた情報が一つの番号でいろいろな情報が集められるので、行政にとっては便利な制度であります。しかし、町民にとっては、この番号の利便性はほとんどといていいほどありません。むしろ、情報漏えいの危険性などのデメリットが大きいのであります。国民への周知徹底と理解が深まらない中、強引に進めようとするべきでないことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終結します。

議案第84号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第85号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第8、議案第85号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） ただいま提案中の議案第85号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論をします。

改正案提案に至った理由は、国税庁大阪国税局、平成22年12月2日による奨学金支給する貸与者と勤務する者が同一であった場合、奨学金免除段階で給与とみなし、その年の課

税対象にするという見解が発端と察しています。

さて、改正案では、奨学生の負担軽減を図るため、申請に基づき、町立病院などにおける医師の業務に従事した期間が1年修了するごとに、奨学金などの12月分に相当する額を免除するとの変更を骨子としています。6月議会の一般質問で質した内容です。医師確保奨学金の返還免除益課税問題に関しては、即効的には、町の条例改正を行うことが最善策と判断し、あれこれと施策をめぐらせていた矢先でした。

並行して、9月議会では、福祉厚生常任委員会の発委で、国へ関連税法などの改正を訴える医師確保に係る奨学金等返還免除益の非課税措置を求める意見書を提出し、可決しました。

提案前条例では、町立病院などにおける医師の業務に従事した期間が貸与相当期間となった時点で奨学金等を一括で返還免除することになっています。提案前の条例と今回提案のあった条例案を比較し、奨学金を貸与し、免除施設で勤務を続けた場合、どの程度の負担軽減が図れるかをシミュレーションしてみました。ざっくりとした結果ですが、6年間の間に所得税で約115万円、住民税で約8万円、計でおよそ123万円の負担軽減となると見積もっています。その額の多寡については、感じるころはそれぞれと察します。しかし、現行の関連税法や国税当局の判断から鑑みて、間違いなく何歩かの前進を伴っていると評価します。奨学生の応募に向けた進展、加速につながることを願い、賛成討論を締めくくります。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終結します。

議案第85号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第86号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第86号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） 委員会でもお伺いしましたが、特に高齢者が対象でありますので、

なかなか個人で自己管理ができない方も多くあるかと思うんです。そのことによって、介護現場でも混乱を招くということで、不安もあり、問題もされております。委員会のときでも、厚生労働省のほうからメールが入って、取り扱いの依頼書とかが送られてきたということですが、特に認知症といわれる高齢者にとっては、カードの管理がほとんどできないということが想定されます。特に介護施設に入居されている方は、介護施設の方が受け取りになるわけですが、そういった安全面、情報の漏えいということで、介護現場の仕事自体も大変な中で、こういった管理をするということに関して、また大きな責任が負われるわけです。このことに関して、施設に対しても、自治体として一定の助言というか、そういった責任も必要かと思うのと。また、身寄りのないお年寄りの方もおられます。そういった方への町から後見人を紹介するとか、そういった手だても必要ではないかと思えます。その点、1点お伺いしたいのと。

介護現場でいろんな問題も起きる想定もあることから、東京のほうでは、自治体独自で、来年の介護の手続は平成28年度の7月から運用開始が、それまでの1年間は様子を見るというようにして、手続に必ずしもマイナンバーを記入しなくてもよいというように、町自体が、町独自で、そういうことを施設にも、介護事業所にもしてるということを聞きます。やはり慌ててこうしたいろんな問題、詐欺問題やら、そういった情報の問題、漏えいの問題もあるわけですから、特に高齢者に対しての介護現場にかかわっては、やはりもう少し様子を見ながら、国自体がしっかりと固まった制度になるまで、もう少し京丹波町としても猶予というか、引き延ばすという考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 高齢者の方が介護保険の場合は対象者になります。先ほどおっしゃっていただきましたように、12月15日付で厚生労働省のほうから各市町村、また、介護事業者宛てに通知がされておまして、その保管のあり方とか、マイナンバーの記載に関しての配慮の項目が通知されております。施設におきましては、やはり住所をそちらに届けておられる方もいらっしゃることから、施設に届くということがございますので、そこにおきましては、ご本人さんの意思を確認した上で、適切に施設側が管理をすることは差支えないという通知文でございます。

また、各種申請書に係りましては、認知症等で自分のマイナンバーの記載が困難である方につきましては、記載をしなくても受け付けるということになっておりますので、その点については、ケアマネジャーさん等にも周知をさせていただきながら運用させていただきたいと考えております。

もう1点、身寄りのない方につきましては、必要な方につきましては、成年後見人の選任等、ご相談がありましたら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 身寄りのない方への、自治体として、町として、そういった後見人をということではありますが、ぜひそのようにしていただきたいのと。申請する場合に、必ずしも記入をしなくても申請はできますよというのであれば、私、先ほど、28年度と言いましたけど、ごめんなさい、29年度の7月からなんですけれど、実際、運用開始がするのは。ですから、国が言ってきたからそのままではなくして、やはりそういった問題がもちろん起きているということがありますし、東京のほうで、町独自で引き延ばして様子を見るということも通達しているということでもありますので、本町としても、そういった配慮も必要ではないかということを思います。もう一度、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 先ほど、答弁できておりませんでした。

様式等にマイナンバーを記載していただく欄を設けるということにつきましては、法律に基づく改正手続でございますので、町としてもその分は進めさせていただきたいと思います。

一方で、厚生労働省からの通知に基づきまして、当面、マイナンバーの記載のない申請書は受け付けさせていただくということで、町独自の制度という考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第86号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

議案第84号においての討論でも指摘をいたしました、介護保険においても保険料の徴収猶予、また、保険料の減免申請への手続の際、氏名及び住所に加えて、個人番号の記載を義務づけようとするものであります。しかし、高齢者の中には、例えば、認知症の方のように、自分で通知カードの管理ができない方や必要書類に記載ができない高齢者もおられます。また、施設入所の方は、住所が施設にあることから、通知カードが施設に送られます。親族等の身寄りのない方々は、施設管理となることから、施設の職員にとっては、大変な仕事に

加えて責任は重大であります。この間、高齢者へのマイナンバー制度に関連しての被害が出ています。こうした問題が指摘され、政府も情報漏えいを完全に防ぐことはできないと認めています。こうした点からも、私たちは、このマイナンバー法は廃止すべきと考えております。

また、条例の一部改正では、介護保険の事務上、制度の本格運用開始が見込まれるのは、2017年7月であります。国自体の体制が不十分な状態の中、住民に理解を得るためにも、1年間様子を見た上で問題がないとわかってから改正の提案で何ら問題はないと考えます。この点も指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終結します。

議案第86号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第87号 京都地方税機構規約の変更について》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第87号 京都地方税機構規約の変更についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今回、地方税機構の規約変更についてが提案されていますが、町の例規集のほうには、この地方税機構の規約が載っていないという状態にあるかと思えます。既に、平成23年の6月議会でも法人関係税などの事務を加える同規約改正案を可決しており、その後、8月には変更許可、平成24年4月より事務を開始し、目下に至っているという状況にあります。こういうふうにして、議会でもかかわらせていただくのは2回目ということになるわけですが、私は初めてですが、議会として種々に深くかかわっている以上、町の例規集においても、規約を速やかに閲覧できる状態にしておく必要があるのではないかと考えます。答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在の町の例規集に関しましては、一部事務組合についてのみ、例規集のほうも掲載をしております、今、広域連合とか、そういった本町にかかわりのある部分につきましての例規がないという状況でございます。必ず掲載をしなければいけないというものではございませんけれども、本町に関係します部分でもございますので、近隣市町の動向は関係なく検討していきたいと、掲載の方向も含めまして検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今回、税機構に軽自動車税の申告等のデータ作成及びこれに関連する事務を追加するためということで、本来、町が課税をするというそのものを税機構にということだと思っておりますけれども、具体的にはどういう流れになるのかどうかということと。

それから、当然、業務が増えるということになりますと、現在、町の職員を税機構に派遣をしているわけですが、その辺の税機構への派遣の職員が増えるのかどうかということと。

それから、本来、税機構で徴収業務等を派遣された職員含めて行われておるわけですが、そういう税にかかわることに対する非常に大事な分野でございますが、税にかかわる法律を含めて研修というのはどういう形でされているのか、ただ単なる京丹波町から税務課にいた職員が行くのではなしに、税務課以外の職員も派遣されておるわけなので、その辺はどういうような体制がとられているのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 今回の一部共同化の流れでございますけれども、現在、軽自動車取得あるいは名義変更の際に申告書の提出をいただいているといったところでございます。市町村では、その申告書の内容をいただきまして、入力処理をしているというのが現在の状況でございます。しかしながら、平成28年度から平成26年度の税制改正で盛り込まれ、税法改正がなされました軽自動車税の経年車重課にかかわる課税、並びに環境性能に即したグリーン課税、こういったものが平成28年の4月から実施をしていかなければならないといったことになっております。軽自動車税の課税に当たりましては、そういった経年重課、またはグリーン課税に対応するためには、市町村では現在いただいている申告書では、データが課税ができるための内容を充足してないといったこともございまして、国からその内容を検査情報というものをデータで送信をいただく流れになっております。これも全国一律の取り扱いになります。今回、そういった紙ベースの申告書と国から送付されます検査データ

を突合処理を行って一つの課税資料をつくっていかなければならないといった流れの中で、それぞれ京都府下におきましては、各市町村で国からデータの取り込み及び新たな課税データの処理のシステムをつくるとなると、非常に非効率であるといったところから、税機構で共同処理システムというものを構築いたしまして、一括してそこで処理をいただいて、最終申告書という形で今度は紙ベースではなしに、データで各市町村に提供をいただくといった流れをつくろうというものでございます。したがいまして、今回の共同化につきましては、課税資料の現在申告書、紙ベースでいただいていたものを国からのデータを統合いたしましたデータベースでの申告書というものに処理を共同化で行うものでございます。

また、二つ目の質問ですけれども、派遣の増員というものは現在のところありません。市町村からの新たな派遣というものにつきましては、税機構のほうからは求めていないというところでございます。

また、機構職員の研修でございますけれども、一般的には機構に行きますと、毎月グループワーク並びにそういった係部門での研修を適宜行われておるといったところでございますので、そういった研修を通じて資質の向上に努めておるといったところの報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第87号 京都地方税機構規約の変更について、反対の立場から討論を行います。

今回の提案は、京都地方税機構が処理する事務に新たに軽自動車税申告書等のデータ作成及びこれに関連する事務を新たに追加するものですが、規約変更の中にあるように地方税法に基づき、地方自治体が課税徴収すべき軽自動車税のデータ作成及びこれに関連する事務を地方税機構が処理する事務に加えようとするものです。軽自動車税、課税事務の共同化は、自治体の自治権の重要な柱である課税権の縮小につながる問題だと考えます。これまでの徴収業務の移管による一律取り立て強化の批判に加え、課税まで対象業務を追加し、今後さらにその対象業務を拡大しようと考えており、これでは自治体における課税自主権の侵害につながるものです。

しかも、実際に税機構に派遣される自治体職員には、税に係る業務をしたことのない職員

が2年から3年で交代し、一方、自治体では、税業務そのものにかかわる体制を弱める方法となり、結果として納税者の権利を弱めることにつながるもので、そのことを指摘して反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第87号 京都地方税機構規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第88号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）》

○議長（野口久之君） 日程第11、議案第88号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

森田君。

○3番（森田幸子君） 最初に、21ページです。

21ページの商工費の観光費でお伺いいたします。

鐘乳洞公園管理運営事業の内容についてお伺いすると、その下段の京丹波まるごと観光推進事業に上がっているのですが、これは味夢の里にデジタル化したパネルの設置の備品を買うということを説明いただいたんですが、これに関連しまして、地元須知区内で町民さんが味夢の里へはどう行くのかということで、車を停めて聞かれる方が多くあると聞いております。道の駅に案内をしてもらえないかとの声も聞いておりますので、そういった考えはないかお伺いいたします。

それと、次の22ページです。

土木費、款8の住宅管理費の町営住宅維持管理事業の内容をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 川畷瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川畷勇人君） 21ページの観光費、鐘乳洞公園の管理委託の関係ですけども、開園以来、地元戸津川区、質志区に協力会というのがございまして、そちらのほうで施設全

体、お客さんの接待から全て管理委託をお願いしているものでございまして、委託料としましては、入園料、または備品使用料の90%をお支払いしているものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） お尋ねの件でございますけれども、このほど予算化しております施設備品で300万円上げております。これにつきましては、味夢の里に立ち寄っていただいた方がさらに京丹波町、それから周辺のところのいろんな観光も含めて情報を発信するというところで考えております。特に、森の京都の構想が今進んでおりまして、それも加味した形で京都府と合同によります情報を発信をするということです。これにつきましては、むしろ来ていただいた方に情報を発信するという意味合いのもとで整備をするということでございます。あわせまして、今お尋ねの、まず味夢の里へ行かれる方にどういうふうな誘導的な看板でございまして、これは、現在、看板の設置について進めているところであります。特に、9号線から味夢の里に初めて行かれる場合の方がわかりにくいというのも聞いております。したがって、国交省の今ついております看板と一緒に占用させていただけないかどうかも含めて、今、協議を進めているということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 住宅維持管理事業の関係なんですけど、まず、補正をお願いしておりますのは修繕料でございます。当初の予算はいただいてたんですが、既に住宅のほう、近年修繕料がかかるようになってきておりまして、既に51件の修繕を行っておりまして、修繕料のほうは不足しております。それとあわせまして、給湯器なんですけど、最近、給湯器の故障、これも15年程度の耐用年数があるわけなんですけど、随時更新しなければならない給湯器がありまして、今から冬場を迎えるにつかまして、冬場の給湯器の故障が結構ありますので、給湯器の修繕料、大体5基を見込んでおりますのと、あと、住宅を退居されまして町が行わなければならない修繕のほう、これは3件程度年内を見込んでおりまして、その関係で合わせまして152万円の修繕料のほうをお願いしているところでございます。あと、委託料の関係でシステムの改修委託料なんですけど、これはマイナンバー制度導入に伴う改修として予算をお願いしていたわけなんですけど、実際、改修します予算の見積もりをとりまして、費用を減額する必要がございますので、40万円の減額としてお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 鐘乳洞の入園が増えたということで、これまでとどれぐらい増えたかということと。

観光推進事業で看板のことなんですが、国土省と交渉していただいて、いつ頃までに設置していただけるめどで交渉していただいているのかお伺いするのと。

毎年、町営住宅維持費、いつも百何万円とか、長年使われて大変ではありますが、町営住宅の維持管理の修繕料の今後の見通しはどうかということをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 川島瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川島勇人君） 質志鐘乳洞公園の入園者の関係でございますが、当初予算では、過去6年間の平均から、大体1万7,100人を見込んでおりました。今年につきましては、おかげさまで夏休み好天が続いたということ、それから縦貫道の全線開通でみずほインターができたこと、それから9月に大型連休があったりしまして、2万1,000人ぐらいを今年度末で見込んでおりました、その分が入場者の推移の関係でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 看板の設置につきましては、できるだけ早期に実施ができるように努めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 住宅の関係なんですが、耐用年数を過ぎている住宅もござひます。修繕料につきましては、年々増加している傾向にござひますので、あと、給湯器が1基当たり20万円程度かかります。その関係で耐用年数を過ぎたものが77個まだござひますので、修繕が効かないようになってきておりますので、そういった関係でも修繕料を本年度ぐらいでまたお願ひすることになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 先ほど、森田議員からも質問ありました観光費の中の施設備品ですね、味夢の里にデジタルタッチパネルを設置するということでもあります。300万円という大変多額のように思うんですが、これは1台なのか、またどんなものなのか、ちょっとわからないので、もしパンフ等がありましたら提出をお願いしたいのと。それと、300万円の内訳というのはどうなっているのか。デジタルなんで線を引いたりしないといけないという

工事費も含まれるのではないかと思うので、内訳がわかりましたらお伺いしたいと思います。

それと、返りまして、18ページの農業振興費の京都・丹波食彩の工房の管理運営事業というのが126万3,000円上がっております。その内容というのはどういうことなのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 資料でございますけれども、先だつての産建委員会にも資料をお配りをしておったわけですが、それに基づきますと、設置するのは1台でございます。イメージ的に申し上げますと、スマートフォンの大きいような形をしたもの、卓上型のものでございますけれども、そういうものを設置をするということに考えております。ですので、スマートフォンのようにタッチをすることで、いろんな情報を選んで見ていただくということで、そこからいろんなものを取り出して、例えば、イベント情報であったりとか観光情報、京丹波の食に関する情報、森の京都の関係するもの、そういうもろもろのことをそれぞれの方のお好みによって情報を提供するということになっております。

内訳ですけれども、今年度につきましては、とりあえず機器を導入するというございます。ほとんどが機器の分が200万円程度、それから若干の接続なりソフト的なものを入れるということで、300万円というふうに考えているところであります。機器にいろんな情報を、これからソフト的な分を入れなければならないということですので、この分につきましては来年度に入れていくと。その分については京丹波町の情報、京都府さんの森の京都に関する情報を合わせてということですので、その辺の調整も含めながら来年度に情報を入れていくということに考えております。その間のすき間の分については、今現在、京丹波町がホームページでいろんな観光情報を出しておりますので、その分をひとまずこの機器の中に入れて運用をするということに考えているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 委員会に入っておりませんので、また資料を出していただけたらうれしいのですけど。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 配付をさせていただきました。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 多分、坂本議員の答弁漏れにも関連するかと思うんですが、歳入の3ページと歳出の18ページをお願いいたします。

まず、歳入の3ページ、農林水産業使用料として、京都・丹波食彩の工房の使用料として126万3,000円の計上があります。内訳は、株式会社京都庵京丹波工場の107万円、1日当たり8,100円と計算すると。そして、NPO法人京都女性起業家協議会の19万3,000円、9月からの207日分の内容であるということ産業建設委員会で聞きました。

また、歳出の18ページですが、農林水産業費の農業振興費の中に同工房の管理運営事業126万3,000円、全く歳入と同じ額の計上があります。内訳は、光熱水費100万円と下水道使用料26万3,000円というふうにあります。

この歳入と歳出には関連性があるのではないかと考えていますが、まずその点、具体的には、工場の操業に伴って電気代や上下水道代がかかっているのかどうかといったところの答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 今回の食彩の工房につきましては、二つの団体といいますか、企業なりグループにお貸しをすることになっております。

まず、京都庵さんにつきましては、これまで肉加工をしていた部分をお貸しをするということになっております。この分については、条例の中で1日当たり8,100円という使用料を定めておりますので、それ掛ける日数分で積算をしているものであります。

それから、女性起業関係のほうにつきましては、実習室ということになっておりまして、これは、条例の中では、使用料が現在持ち合わせておりません。したがって、行政財産の使用料というものをそこに使用いたしまして、これは日ではなしに期間、いわゆる行政財産の条例によりますと、期間でもって使用料ということ、年で定めるということになっておりますので、9月の7日から平成28年3月31日までの期間でお貸しをする金額で考えているところであります。したがって、これまでどれぐらいの光熱水費を使われるかというのは実績がありませんので、いわゆる積算をいたしました金額を必要な光熱水費に126万3,000円に充てているということでございます。実際には、それぞれに光熱水費をどれぐらいかかるのかということも検証しながら、今、運用をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 済みません。私もお尋ねをしておきたいと思うんですけども、一つは、歳入の3ページなんですけども、民生使用料の中の保育料利用料ということで、今回、1,128万1,000円の減になっているのですが、これは子育て支援の関係で保育料の減だ

と思うんですけども、対象人数というのは何人になるのか、内訳がわかっておれば1点お尋ねしておきたいというように思います。

それから、歳出の関係で伺っておきたいと思うんですけども、一般管理費の10ページですが、報償費なり旅費、需用費、役務費ということで、謝礼が330万円ありますし、通信運搬費120万円というようなことで、非常に支出がそれぞれ出ているわけでございますけれども、これの具体的な中身というのはどういうもので支出をされたのか、合併10周年の費用かなというように思うんですが、当然、10周年の費用は、当初予算も組んでいたと思うので、その関係からもどうなのか1点伺っておきたいというように思います。

それから、19ページでございますが、有害鳥獣対策事業費ということで316万円ありまして、その中には備品の購入とか、有害捕獲隊の助成金とか、また、被害防止設置事業の補助金ということになっているんですけども、具体的にどういうものなのか内容もあわせて伺っておきたいと思うんですが、あわせていろんなカメラも貸与ということも聞いておいたわけでございますけれども、備品の関係であわせて伺っておきたいのは、デジカメとメモリーを貸与するということの説明は聞いたんですが、これは町側からそういう報告事務の効率化を行うために、町のほうからそういう提案をされたのか、また、実際お世話になっている有害鳥獣をまとめてもらっている猟友会からの要請があったのか、その点伺っておきたいと思います。

それから、畜産業費の跡地解体撤去工事の4、100万円でございますが、委員会でもいろいろお聞きした経過はあるんですが、跡地の解体の撤去をして、具体的に映画のいろんな活用というようなことも新聞報道もされていたんですけども、それが具体的に活用されるというのは、森林公園をしながら映画会社に貸すといえますか、そういう話もあったんですけども、具体的に活用する時期というのはいつごろのことになるのか、あわせて伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 保育所利用料の減額につきましては、第3子以降の無償化によるものでございまして、人数につきましては、児童52名分となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 歳出の10ページの款、総務費の一般管理経費でございます。今回の一般管理経費の内容としましては、説明を一度させていただきましたけれども、ふるさと寄附金に係りまして、ふるさと寄附が増加となったということで、お礼の品として送付しま

すふるさと産品の部分について、報償費という形で330万円を増額をさせていただいておりますのと、需用費の中の消耗品費、これはふるさと納税に係ります送付用の箱でありますとか、そういった経費等を含めて消耗品費で50万円計上をしております。

また、役務費の120万円でございますが、これにつきましても、ふるさと産品の送料ということで、運賃として120万円を計上をいたしております。

また、14節、使用料及び賃借料の公金支払い使用料ということで、ふるさと納税に関しましては、ポータルサイトを活用しております、ヤフーの公金支払いというシステムを活用しておりますので、その使用料ということで12万円を計上をしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 有害鳥獣事業につきまして、具体的な内容ということでございます。

まず、デジタルカメラ、備品購入でございますけれども、デジタルカメラ74台とメモリーカードの購入ということで、現在進めているところでございます。これにつきましては、委員会でもお答えをさせていただきましたように、有害鳥獣対策の事務の簡素化なり、間違いがないような形で今後進めていこうというようなことで、町のほうから提案をさせていただいたところでございます。

それから、有害鳥獣の防止柵につきましては、緊急的に要望のございました2件につきまして、12月の補正で今回提案をさせていただいているところでございます。

また、もう1点の有害鳥獣捕獲隊員狩猟活動助成でございますけれども、これにつきましては、近年、狩猟者が減少をしてきているというようなことから、山田議員の一般質問の中にもありましたけれども、なかなか狩猟登録をされる方も少なくなっているというようなことから、一定助成制度を設けて、狩猟登録等をやりやすい形で助成をしていこうということで考えたものでございます。金額の算定につきましては、狩猟税の関係から算出をしております、狩猟税の減免の部分に見合うぐらいの金額を算定させていただいたところでございます。これによりまして、狩猟者の確保なり、有害鳥獣の捕獲隊員の増加をより進めていきたいというように考えているところでございます。

跡地利用の関係でございますけれども、具体的な活用の時期ということでございますけれども、活用の時期につきましては、今回、補正を提案させていただきまして、その後、工事のほうを進めてまいりたいと考えております。よって、この工事終了がおおむね見込んでおりますのが4月下旬から5月になろうかというようなことを現在想定して事業のほうを考え

ております。その後ですけれども、映画会社との調整によりますけれども、早ければそれ以降の形で何らかの撮影があるのではないかと考えているところがございます。まだ最終詳しい日程のほうは決定はしていないわけではございますけれども、今後、調整をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 済みません。今、それぞれ答弁をいただいたんですけども、有害鳥獣対策にかかわってもう一度お尋ねしておきたいと思うんですけども、一つは、今、狩猟の方の高齢化、捕獲の有害駆除員の確保という意味から登録の助成だとか狩猟税の減免など、隊員確保ということもあったんですけども、いろいろ猟友会の中では、なかなか一つのまとまりになっていないというようなこともよく聞くわけでございますけれども、その中の一つとして、私、一般質問でもお尋ねしたし、委員会でもお尋ねしていたのですが、イノシシのウリ坊を有害駆除の報奨金の対象から一定外すということでございました。これは、猟友会からの申し出があったんだということでございまして、改めて指導をしたということで、来年28年からは対象とするということでございましたし、京都府に報告する駆除の頭数については、ウリ坊も入れた報告をしているということでございました。そうしますと、委託契約書を見ますと、いろいろ報奨金の支払いと合わせて、処理費が一頭当たり4,000円ということが定まっているわけでございますが、今回、ウリ坊を報奨金から除外をしたということですが、実際に捕獲をして処分をすると、埋め立てをしたりするわけでございますけれども、委託費の中にそういう処分費がイノシシとシカについては規定をされているんですけども、処分費である4,000円は、捕獲をされた、処分をされた方に支払うべきことが当然だと思うんですけども、その辺はどういうように考えておられるのか、また支払うということにはならないのかどうか伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 本件につきましては、猟友会のほうの判断ということで、先ほどの答弁にもございましたけれども、猟友会のほうで辞退をされているというようなことでございます。捕獲された数につきましては、報告をいただいた数を京都府のほうに通知をさせていただいているということでございます。処分費の関係でございまして、町といたしましては、あわせて辞退をされているものというように思っているところがございますので、現在のところにつきましては、そこら辺のところまではちょっと調整ができていないところがございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 委託契約書の写しを私は持っているんですけども、それを見ますと、報奨金がそれぞれイノシシでしたら1万5,000円、シカ2万円ということで、委託料については有害捕獲事業にかかわる事前計画ということで、それ以外に委託料は200万円払われているわけございまして、特にイノシシとシカについては、上記2種のうち処理費を4,000円ということになっております。これが1万5,000円なり2万円の中に含まれているかどうかは解釈の仕方にもよりますけども、私のところへ訴えられた駆除員の方は、きちっと写真を撮って報告をしたと。しかし、イノシシのウリ坊は報奨金の対象外になっているということで、だめだったということを知ったんですけども、そういう徹底が有害駆除員にも徹底されていなかったということは事実なんですね。委託をしているけども、有害駆除員の任命は町がしているわけなので、町がきちっとそういうものについても責任を持つと。これが本来の任命権者としての役割であり仕事だというように思うんですね。だから、イノシシなりシカの報奨金の支払いなどでも、処理費は処分しないといけないということになるので、やっぱり当然その人にその分は払うというのが、当然、町が責任持って私はやるべき中身ではないかというように思いますので、改めてその辺の確認をされて、頭数もちゃんとわかっているわけですから、その分については報奨金全体は支払えないけども、処理をしていただいた分については、きちっと払うというのは当然ではないかと思しますので、改めてその見解と町としてどう指導をされるのかということを知っておきたいというように思います。

それから、土木費の関係で1点だけ知っておきたいんですけども、今回、工事請負費で道路改良工事の1億1,403万7,000円というのが減額になっておりまして、説明でも交付金事業が確定して認められなかったということも聞いたわけなんですけども、当然、当初そういう見込みに基づいて事業計画なり予算も計上をしているわけなんですけども、当初の見込みと大きく違った要因、もちろん国の都合と言ってしまうと終わりですけども、見通しとしては当然見込めるということで予算計上をして、また、「町長と語るつどい」でもそういうように報告をしていた経過もあるわけなので、やはりそういうことからすれば、一定それぞれの路線については、事業としてはされているようございまして、これだけの減額をされれば道路工事も進まないということもあるわけで、そういう点では町民が期待をしたことができなかったということになるわけなんですけども、今後のこともありますので、こういう見通しというのは今後もこんなことがあり得るのか、また、今年だけのことなのか、

その辺も見解と見通しを伺っておきたいなというように思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 処分費の関係でございますけれども、議員がご指摘のこともございますけれども、一旦、猟友会のほうとその過程においてこういった調整がなされていたのかという部分もあるわけではございますけれども、その分については検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 国の社会資本整備の総合交付金事業の関係なんですけど、今、議員おっしゃられましたように、当初、7カ所で工事のほうを予定しておりました。その関係なんですけど、毎年、要望した額100%ということはないんですけど、本年度につきましては、交通安全対策系と橋梁の修繕系については、交付率が結構70%とか90%近くついているんですけど、通常の道路の改築系、改良工事ですね、これにつきましては、20%以下の要望額に対する交付率ということになっております。京都府のほうにも確認しておりますが、平成28年度についても、こういった配分がなされるだろうということを伺っておりますので、平成28年度予算につきましては、そういったことも十分考慮しながら予算のほうをお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 11ページには、地域資源活用推進事業ということで、自然エネルギーを使った事業が行われておりますし、また、太陽光発電でありますとか、再生可能エネルギーを使った事業が環境衛生費でも上がっているわけでありまして、それに関連してお聞きするわけでありまして、施政方針の中でも書いていただいているように、11月26日に関西電力高浜発電所にかかる再稼働についての説明会があったわけでありまして、その場所でも意見も出ておりましたが、また文書で意見を出す方もあったかと思いますが、関連したことになりますけど、どういう状況であったのかお聞きをできたらと思います。

○議長（野口久之君） ここでお諮りをいたします。

若干、12時を回るようでございますので、このまま続けてよろしいかお伺いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） それでは、このまま続いて審議いたします。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 11月26日に実施をしました高浜発電所にかかります京丹波町民説明会なんですけども、そのときに出されました意見というものにつきましては、9件あったと思ったんですけども、それについては、京都府さんを通じまして国のほうに回答を求めているところでございます。また、説明会終了後にケーブルテレビでの説明会の模様の放映と合わせまして、意見聴取を行いまして、全部で6件の質問内容があったと思うんですけど、合わせまして15件の質疑につきましては、全て国のほうに京都府さんを通じまして照会をかけております。回答のほうも部分的に返ってきている状況にもございますので、整理をいたしまして、速やかにホームページ上での公表等に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） いろいろと再稼働については、福井県知事が同意をするかどうかというような事態にもなっているわけでありますが、京丹後とか、宮津市でしたか、いろいろと立地、関連してですけど。

続いてよろしいですか。

○議長（野口久之君） 関連から外れているのではないかとということなんですけど。

○2番（東まさ子君） 立地自治体に認められている再稼働の認めるかどうかというのは、立地自治体しか認められていないということでありますが、本町は再稼働には反対だということの表明はされている中ではありますけれども、立地自治体にしか認められていないということについての見解というのは、許されるのであれば、ご回答をいただけたら町長に思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 今、質問を受けておりますけども、ちょっと外れているような気がしますので、回答できたらしたらいいと思いますけども、できなかつたら結構です。

○・・・

○議長（野口久之君） はい、答えました。

ほかございませんか。

村山君。

○10番（村山良夫君） この補正予算と、それから当初予算の考え方とか、そういうことについて質問をしておきたいと思うんですが、先ほど話のありました21ページのタッチパネルの事業、300万円と上がっているんですけども、このことは当初の予算編成のときに、この事業はなぜ組み入れられなかったのかなというように思うのが一つ。

それから、もう1点、残業手当の当初予算の組み方なんですけども、28ページの一覧表

を見ますと、時間外手当はマイナス150万9,000円ということで、今回の補正で減っていることにはなってるんですけど、形の上では。ところが、実質的には、府議会議員の選挙で640万円ほどの残業手当が減額してあるんですね。ですので、差し引きしますと、約500万円残業手当が増えてることになるんですけども、残業手当の読み方についても、もう少し人件費節減とかいろんな意味も含めまして、当初予算のときに要る分ならもう少し多くとるとか、もしも努力目標というんですか、残業手当を減らそうということによってこういう予算編成をされたのなら、それができるように努力をするというようなことが必要だと思うんですが、予算編成の考え方、300万円まで入れられなかったというのとあわせて、残業手当がなぜ500万円も結果的に補正をしなければならない、どこでどう増えたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、21ページの施設備品の関係でございます。

先ほども申しましたように、まず、森の京都の動きがございまして、京都府さんにおかれましては、来年度から本格的にいろいろなイベント行事等をされるように、今、関係する市町村と取り組みをされているところであります。そうした関係で、京都府さんにおかれましては、今年度の9月補正にその関連する予算を計上されておまして、その予算の中の戦略拠点等へのアクセス等と周遊性の強化ということで、いろんな森の京都の発信をしていこうというような関係で、9月補正をされております。それを受けまして、京都府から京丹波町のほうにそういう整備ということで、今回の施設整備備品のお話をいただいて、その直近でありますこの12月議会に予算計上をお願いしているところであります。

また、先ほどの関係の中で、300万円に関する財源的な裏づけでございますけれども、歳入のところでは5ページで150万円上げておまして、この分については、みらい戦略一括交付金の中で京都府さんのほうから150万円補助をいただくというような内容になっております。等々そういう関係で、当初には予定をしておりませんでしたので、今回、補正で計上させていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 時間外手当の関係でございますけれども、当然、当初予算で一定額、実績ベース並びに職員の配置替え等によりまして、適正な額を見込んだところではございますけれども、本年度におきましては、縦貫道の開通というものが一つございまして、それにかかりましてイベント関係とか商工観光の関係で、特に職員の対応が多くなったというようなこともあって、時間外手当のほうを増額をしているところでございます。これにつま

しては、当初予算で完全に見込めたもの、あるいは事業を実施していく中で、どうしても必要になって追加をさせていただくものというものも出てきておりますので、一定、精査をしたところではございますけれども、こういった増額になったというところではございます。また、当初予算におきましても、当然、時間外の削減も含めまして目標をもって対応をしてきているところではございますけれども、なかなか実際に事業等を行っていく上におきまして、どうしても対応の必要が生じてきたものとか、そういったものも出てきている現状にございますので、その点で当初の予算の計上をさせてもらった部分から変更が生じているという状況でございます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終結します。

議案第 88 号 平成 27 年度京丹波町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。

1 時半までといたします。

休憩 午後 0 時 0 8 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第 12、議案第 89 号 平成 27 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）》

○議長（野口久之君） 日程第 12、議案第 89 号 平成 27 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

森田君。

○3番（森田幸子君） 一般療養給付費と高額療養費等の保険給付費の主な状況をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、一般療養給付費でございますが、以前からご案内のとおり、医療の高度化等もありまして、医療費が右肩上がり伸びているというのはご案内のとおりでございます。それに加えまして、特殊な病気でございますとか、今までもあったんですが、糖尿病でありますとか、そういったものは年間を通じてあったんですが、それに加えましてがんでありますとか、血液のがんでありますとか、そういったものが臨時的といいますか、特殊な病気が増えているような現状もあります。

退職者につきましても、同じような傾向があります。人数的には、両方とも被保険者は減っている状況でございますが、それに反しまして治療費のほうも増えているというようなことで、また、入院のほうが増えているという状況も近年顕著に見られたところでございまして、それに伴いまして、給付費も増加しているというような傾向が見られています。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、説明していただいたんですが、昨年度は3,421万円ということで、今回は1億4,000万円で、5倍近くの金額が補正されているということで、今、課長に説明していただきましたが、特にこの点が主な要因だったということがありましたら教えてください。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） やはり先ほども申しましたように、近年見受けられなかった病気ありますとか、主に入院ですね、また、手術代が多額にかかるものでありますとか、そういったものが近年は見受けられるところから、そういった給付費のほうも伸びているというような状況があります。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） お答えいただきました。

常から京丹波町は、前もっていろんながん検診とか、すごく力を入れていただいておりますが、今後においての強力なこういうのに対してはこうしていくという施策というか、考えがありましたらお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今もおっしゃっていただきましたように、保健指導でありますとか、保健師さんと連携をしながら、保健福祉課のほうとも連携をとりながらやっているような状況でございます。また、健康診断につきましても、平成26年度の直近のデータでございますと、特定健診の受診率も府内一番ということでありましたので、そういったデータからも見られるとおり、事前に予防も兼ねましてそういった取り組みを行っているようなところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 3ページの歳入の他会計繰入金の中の保険基盤安定繰入金ですが、1,375万円ということで入っておりますが、これの内訳というか、7割、5割、2割軽減の分と保険者支援分とありますが、その内訳はどうなっているのかお聞きしたいのと。

それから、国庫支出金、療養給付費負担金、財政調整交付金、府の財政調整交付金ですが、それぞれ医療費に対する割合は決まっていますが、この割合から見ると、療養費給付金の負担金の割合が少ないのではないかなというふうに見られますが、この割合というのはこれでよいのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金でございますが、これにつきましては、ご案内のとおり、2割軽減が以前は対象外であった部分が、その部分も拡充されて対象に含まれてきたというような部分がございます。また、7割、5割の補助率が引き上げられたという点もあります。それと、平均保険料の収入額から平均保険料の算定額、いわゆる調定額に変更されたという部分がありまして、そういったものも換算されて増額ということになる要素でございます。

また、1,700億円の拡充ということもありまして、1人当たり5,000円の財政改善効果というの也被われてまして、それもこの部分に当たるものでございます。

また、療養給付費等負担金につきましては、保険基盤安定繰入金の2分の1でありますとか、前期高齢者交付金を控除した額の32%を国が負担するものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 1,700億円の国の平成27年度からの新たな財源というのは、おっしゃっていただきました。1人、大体、5,000円、計算上は入ってくるということですが、今回の予算では、町に割り当てられている2,300万円は、皆これに入って

いるということでしょうか。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） そのとおりでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 先ほどから質問も出ていたわけでございますけども、歳出の5ページの一般被保険者の療養給付費の関係なんですけども、今回、1億円の追加ということで、新たな血液のがんなど、また入院も増えているというようなことでございますが、先ほどもありましたように、予防に力を入れて取り組んでいるわけでございますけども、何といたしましても病気というのは早期発見が本人にとってもですし、国保の財政の負担からも一番大事だと思うんですけども、当初の見込みから1億円という大きな追加をしなければならないということになったわけでございますけども、一番の要因というのは、もう一度改めてどういことが、がんということでしたけども、途中から増えているということは、新たに国保に加入されて、国保が出して負担をするということになったのか、当然、以前からの加入者が途中で病気になったというようなことなのか、その辺わかりませんが、国保の加入者を中心に健診なんかをやっているわけでございます。そこで早期発見に取り組んでいるわけでございますけど、そういう面から言うと、例えば、以前から国保に入っておられた方が病気ということになれば、健診のあり方も問われてくるというふうに思うんですけども、その辺の兼ね合いで今回増えた要因といいますか、一番途中から増えているので、何でこれだけ増えたのかということと。

それから、今後の見通しですね。入院されている方が治療を受けて完治されるということが一番理想なんですけども、療養の期間が一、二年かかるという病気なのか、短い期間で完治されるといいますか、そういう見通しなのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほども森田議員さんのお答えしたとおりでございますが、いわゆる白血病でありますとか、そういった病気は、今まで働いておられて社保のほうでかかっておられたというようなこともあるんですが、長期入院、長期治療ということもありまして、会社のほうをお辞めになって、また国保のほうに入っておられるというような方もいらっしゃると思います。それに加えて脳内の病気ですね、脳内出血でありますとか、例えば、脊柱障害、脊柱管狭窄症でありますとか、そういった病気になりますと手術代が1回で何百万円というようなこともありますし、また精神的な病気ですね、統合失調症でありますとか、そういった病気になりますと長期的な治療も必要になってくるというようなこともありまし

て、なかなか短期間で治療が終わるといふようなことはなく、慢性的に常に医療費がかさんで給付費も増えていくといふような状況にあるかと思ひます。保健指導のほうも、先ほど言ひましたように、連携して行つてゐるわけですが、こういった病氣につきましても、急に発生するといふようなこともありまして、なかなか予防のほうが難しい面もありまして、できるだけこういった特殊な心臓の病氣もありますし、予防もありますが、ひどくならないといふ対応も今後はしていかないとはいけない部分もあります。現在もそういったところも考へながら、いろいろな保険事業に取り組んでゐるところですが、また連携して取り組んでいけたらなといふふう考へておひます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今の状況を説明いただいたんですけども、今度、国保は都道府県化といふことで、今、向かつてゐるわけですが、また、高額療養費の関係も1円から連合会が負担するといふことになるわけですが、要するに、この医療給付を基準にして、市町村が今度負担をしていかないとはいけないといふことになると思ふので、この医療給付費が増えていくと、当然、京丹波の負担も増えるといふことになっていくわけなんですけども、日本の場合には、全ての国民が社保も含めてそういう制度に加入するといふ保険制度になっているわけなんですけども、今もありましたように、働いていてそこで病氣になって退職されると、当然、国保が受け入れるといふことになるんですけども、よく国保の会計に一般会計から繰り入れるといふことに対して、不公平だといふ質問もあるわけですが、そういうことを考へれば、どこかでそういう方を受けるといふことは最終的に国保の制度として受け入れるといふことになっているんですけど、そういうことを考へれば、当然、社保からも負担してもらふといふことも必要かもしれませんが、国からもっときっちり財政援助をしていただくと。国保の制度がもともと出発したのは、42%の国の負担があつたわけですが、先ほどもありましたように、30%弱に今なつてきてゐるわけですが、それを加入者が結局は負担をしていくといふことになると、国保料をどんどん上げないと回つていけないといふことになって、国保の実態といふのは、200万円以下の所得の人が8割、9割を占めるといふ中で、どんどん上げざるを得ないといふことになりまふので、そういうことがないように国からの交付金をしっかり出してもらうといふことと、必要な場合には一般会計からも繰り入れて運営していかなければ、結局は社保から受け入れた人の医療費のために、これまでからの人が負担を増やすといふことにならないように、お互い助け合ひの制度でありますけども、そういうことを私はすべきだと思ふんですけども、

ちょっとその点について、こういう場合について何か大切な処置が制度としてあるのかどうか、あわせて伺っておきたいということと、今後の見通しですね、来年度に向けての見通しの考え方があれば伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほども東議員さんのときにお答えしたとおり、1点は、保険基盤安定に対する保険料の軽減対象者の拡大、あるいは、保険料収納額のパーセンテージの拡張、また、低所得者数に応じた保険者への財政支援ということで、先ほども言いましたように、1,700億円の拡充ということが国のほうからされていまして、また、なおかつ倍の3,400億円が今後拡充されるというようなことをございます。今の時点ではまだそういった確定はしておりませんが、医療の波及分といいますか、そういった部分につきましても、今年から一般会計のほうは2,300万円余り投入していただいておりますが、その分についても国のほうから医療波及分に相当する額が国庫補助としておりてくるというようなことも聞いておりますので、そういった部分から今後国のほうからも支援があるというような理解をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 3ページの共同事業交付金であります、ここには高額共同事業交付金ということで1,243万6,000円ですが、もう一つの保険財政共同安定化事業も、この共同事業交付金の中に1円以上プールしてということですが、こういうふうに医療費が増えたときに、財政共同安定化事業の交付金というのは入ってこないのかどうか。この事業は、過去3年間の医療費の平均を勘案して金額自体は決まるということで、たくさんお金がかかるときやそうでもないときなどいろいろあるわけで、そういう事業の一つですが、今回、こういうときには、この交付金はおりてこないのかどうか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今回、補正をお願いしております高額共同事業交付金でございますが、これにつきましては、お伺いのおとおり、80万円を超えた部分に100分の59を乗じて得た金額が連合会から交付されるというものでございます。それに加えて、共同事業交付金につきましては、今まで30万円を超えて80万円の部分の100分の59でございましたが、これがレセプト1円からなるということになりましたが、共同事業交付金としてその分が入ってきますし、また、支出のほうも共同事業拠出金ということで歳出しているわけですが、同額程度は入ってきておりまして、昨年の決算額からいいますと、1

億 9, 000 万円余りが入ってきていたわけですが、平成 27 年度の予算としては、4 億 6, 700 万円余りを見込んでいるということでございますが、拠出金のほうもそれに伴いまして 4 億 5, 800 万円の支出を見込んでおりまして、これにつきましては、同じような程度の額が歳入され、歳出されているということでございます。ごらんのとおり、これにつきましては、平成 30 年度から始まる広域化ということもありますが、そういったものの走りの、オール京都で急に発生したような医療費に対してみんなで持ち合おうというような、まさしく共同事業ということで取り組んでいる事業でございます。今回の場合は、もちろん高額医療の部分と、あとレセプトの 1 円以上の分がありますので、そういったところで本町の療養給付費も算定されておりますので、その分も加味して入ってきているというようなことでございます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第 89 号 平成 27 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 13、議案第 90 号 平成 27 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）》

○議長（野口久之君） 日程第 13、議案第 90 号 平成 27 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

議案第90号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第91号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(野口久之君) 日程第14、議案第91号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

東君。

○2番(東まさ子君) 6ページの介護サービス等諸費の2番の目の2の地域密着型介護サービス給付費、1,990万1,000円の減額の理由、それから特定入所者介護サービス等費ですが、これは低所得者層の補足給付に対する負担金だということでありましたが、いろいろ法律が変わって住民税が課税されていけば、この補足給付が受けられないとかいろいろありましたが、結局、補足給付に関して、料理とか宿泊費の減額がならなかった、負担がいろいろ減額にならなかった人、該当しなかった人はどういうふうになっているか。前は300人ほどですかね。そういう申請書をお渡ししたということでしたが、結果はどうであったのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長(野口久之君) 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長(下伊豆かおり君) 地域密着型介護サービス給付費の1,900万円余りの減額ですけれども、今年度の当初予算につきましては、第6期の介護保険事業計画で計上した額で予算を組ませていただいております。当初は、和知地域でグループホームの開設が見

込まれておりました。そちらのほうにつきましては、京都府の補助金を活用したいというお申し出が年度末にございまして、6月の一般会計の補正で計上をさせていただいたところです。京都府さんが要綱改正をされました関係で、内示の時期が7月となりまして、その後の工事着工等になりました関係で、当初の予定からオープン時期がずれ込んだことから減額をさせていただいております。施設につきましては、11月1日でオープンされております。

また、特定入所者介護サービス等費にかかります補足給付にかかりまして、8月からの更新に当たりましては、一斉更新の際に要件の変更に伴いまして、非該当となられた方は21人ございました。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第91号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第92号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第15、議案第92号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

議案第92号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第93号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(野口久之君) 日程第16、議案第93号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

議案第93号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第94号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第17、議案第94号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいと思うんですが、歳出の賃金のところでございます。説明でも聞いたと思うんですが、今回、臨時雇用賃金が30万2,000円減額になりまして、嘱託職員賃金が30万2,000円増加になっておりまして、あと、共済組合の負担とか児童手当というのがあるんですけども、臨時職員を嘱託職員にして身分を安定化するということは、当然、大事なことで必要だと思うんですけども、臨時職員を嘱託職員に引き上げる場合に、基準というものを設けているのかどうか、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 現状の状況を申しますと、嘱託職員さんが40代から50代、臨時職員さんが60代という状況になっておりまして、臨時職員さんは嘱託職員さんよりも年齢が上になっているということで、現状、臨時職員から嘱託への切りかえというのは考えられない状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、状況を言っていただきました。今回、出されているのは、臨時職員を嘱託職員にしたということではなしに、同じ金額なのでお尋ねしたんですけども、臨時職員がやめられて嘱託職員を採用したということなのか、例えば、採用したということであれば、どういう形で採用されたのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） この30万2,000円の調整でございますが、財務上、嘱託職員賃金は人件費となっておりますので、同じ賃金であっても細節間の流用措置ができない。流用の制限が財務規則によって設けられておりますので、改めてこういった補正予算を計上させていただいて調整するものでございます。なぜ30万2,000円なのかということなんですけど、先ほど申しましたように、流用ができないという中で、時間外勤務手当の部分で調整が必要になってきたということで、このような補正とさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今回は理由をお聞きしましたが、平成26年度に臨時職員とか非常勤職員の雇用の体制を改善するという総務省の通達みたいなものが出てるのではないかなというふうに思うんですが、この平成27年度、12月議会になっておりますけれども、そういう待遇の改善というのはできてきているのか、この補正でもいろいろと各部署で賃金がありますけれども、そういうことにはなっていないのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 全般を通じましてですけども、京都府さんの最低賃金の問題もありますし、そういうところで見直すべき部分につきましては、順次見直しを行っているという状況でございます。

また、臨時さんから嘱託職員へというような部分につきましても、必要に応じてというところで見直す場合もございますけども、現段階で全体の職員のバランス等も考えながらの対応といたしております。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第94号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第95号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第18、議案第95号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会

計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第95号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第96号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第19、議案第96号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） 5ページ、医業外費用、消費税及び地方消費税、同じく5ページの一番最下段にも和知診療所であります。そして、和知歯科診療所の事業費用として7ページ、医業外費用の一番下、消費税及び地方消費税、それぞれ210万円でありますとか30万7,000円、25万3,000円と補正で計上されております。国民健康保険運営協議会で、簡易課税が本則課税に変わったために計上する必要が出てきたと。この時期に計上する必要が出てきたという説明だったと思いますが、この消費税及び地方消費税は、いつの分の消費税になるのか、まずそれが第1点と。

今回、本則課税になったということは、基準年度があるかと思いますが、それはいつの基準年度に基づいて今回本則課税に移行したのか、税務署で重責を担われていた方も監査委員

にいらっしゃる中でこんな質問をするのは僭越ですが、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 最初のお尋ねの件ですけれども、前年度の分が対象になっております。

本則課税の基準年度になりましたのは、平成27年度から、今年からしております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、基準年度ということなんですけど、本則課税に変わるのは2年前の売り上げが、医業外費用の売り上げがですが、5,000万円を超えたら、2年後から本則課税に移行するというものだと思うんですが、そういうものではまずないのかどうか、それがわかっていなくて当初予算で計上できなかったのか、それとも、もっとイレギュラーな理由があるのかどうか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 今申しました平成26年度の数値から出しておりますので、税務署のほうからもご指導がございまして、今回から出させてもらったというようなことでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 平成26年度の消費税が本則課税になるというケースが当てはまるのは、平成24年度の売り上げが5,000万円を超えてないとならないはずなんです。そういうことはないんですか。それがないにもかかわらず、税務署から指導があるんですか。

○議長（野口久之君） 小畑代表監査委員。

○代表監査委員（小畑圭一君） 私のほうから、若干、税のことですので説明申し上げますけれども、今おっしゃるとおり、いわゆる課税事業年度の2年前が基準年度になりますから、平成26年を申告の年とすれば、平成24年の収入金が基準年度、いわゆる平成26年の申告する対象になります。その場合の収入金そのものについては、2年前ですから、それを税務署から通知するというのではなくて、税そのものが本来はみずからが計算して申告書を提出するというのが原則でございますので、それにつきましては、課税事業所の選択届、これが出てくるかどうかの問題ですけれども、私はそこまで承知しておりませんので、選択届がない場合は速やかに提出いただきたいと、このように事務当局は考えているように思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、私も全くそのとおりで思って質問してるんですが、税務署から

今回の分で本則課税にしてくださいというのは、誤りを正す通知ではなかったのかなと思うんです。簡易課税でやられるのはもうできませんよという通知だったのではないかなと思うんです。2年前に5,000万円を超えてるから、平成26年度の決算のときは、既に本則課税で計上しておかないといけなかった。当然、平成27年度、こういうことが当初予算の中でももちろん見れたかもしれないですし、補正予算で出てくるというのはおかしいのではないかなということをご指摘したいんです。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 今、ご指摘のあったとおり、それについてももちろん学習してまいります。課税期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日のこの期間の分を計上の対象とさせていただいておりまして、それに対する中間分で、一旦、お支払いをさせていただいているような状況でございます。平成26年度の決算が9月のときに出しておりますので、その段階でさせてもらったというようなことでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 8ページの和知歯科診療所の関係でお尋ねしておきたいと思うんですけども、これを見せてもらいますと、医療技術員給というのが減額になっておりまして、もちろん医療技術手当もそれぞれ52万4,000円なり、138万4,000円減になっているんですけども、これは途中で医療技術者が退職されたということなのか、それとあわせて、経費の委託料で技工業務80万円の追加になっております。当然、技工ですので、歯の技工を委託をしているということなのですが、技術職員が退職して、そのために委託料が必要ということなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 技術員につきましては、退職をしております。今の技工につきましては、その増加分を委託で見させていただいているような状況でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 技術職といいますか、当然必要ということで配置をしていたと思うんですけど、途中で退職されたということが今説明があったんですが、当然、補充をされて技術の職員を採用されるということで、そういう体制の強化も引き続いてやっていくということなのか、今後は新たに採用せずに、委託料でこなしていくという考え方なのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 歯科診療所の所長らとも協議をさせていただいているのです。

が、歯科技工士につきましては、委託で今後進めていきたいという方向で考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 済みません。技工士の退職というのは、年齢ということなのか、また本人の都合かと思うんですけど、これまで何年かお世話になっていた方だと思うんですけども、特別退職される理由があったのか、新たなところへ出向くということで本人の希望だと思うんですけども、特段、そういう理由というのはないのかどうかだけ伺っておきます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ご本人の健康上の都合でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今の山崎議員の引き続いた質問なんですけど、山崎議員の質問に対して、うまく受けてないのかどうか知りませんが、平成24年度の収入で基準が決まってるわけですから、本来ですと、遅くても平成27年度の予算では、そのことはちゃんと計上されておるべきなんですね。にもかかわらず、平成27年度の補正予算でこの案件が上がってきたということは、先ほど山崎議員が言ってるように、それは税務署のほうから修正なり指導を受けてしたのかどうかと。もしもそうであれば、やはり事務方として公営企業ですので、そういうことについての勉強もしていただいて、こういう指導を受けなくてもいいようにしてほしいというのが山崎議員の質問だったと思うんです。山崎議員は、もう4回目になりますので、私がかわって質問しておきますけど、その点はどうなんですか。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 担当も含めて医療政策課、また病院のほうでしっかり勉強させていただきます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第96号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）について、原

案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、閉会中の継続調査について》

○議長(野口久之君) 日程第20、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会及び福祉厚生常任委員会の各委員長からの所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成27年第4回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 坂本美智代

〃 署名議員 東まさ子